令和 7 年度

事 業 概 要

（ 計画編 ）

長 崎 県 県 北 保 健 所

（長崎県県北振興局保健部）

１　地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

１．１　広報・啓発

【事業目的】

・各種事業に関する情報を広報し、地域住民の健康な暮らしに寄与する。

【現状と課題】

・地域住民のニーズが多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

・保健所ホームページ等を利用した情報発信に努める。

１．２　地域保健研修

1.2.1　管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していく必要があり、資質の向上が急務である。

【計画】

・各事業の中で、市町をはじめ関係機関のニーズや地域の課題に応じた内容の研修会を開催する。

1.2.2　学生等教育研修事業

【事業目的】

・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

・保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

【計画】

・活水女子大学からの要請を受け、実習生を受け入れる。
・管内病院からの要請を受け、臨床医師の研修を行う。

２ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

２．１ 統計調査

【事業目的】

・各調査の目的に応じた適切な調査を行うことで、地域の保健衛生行政に必要な基礎資料を得る。

【現状と課題】

・年度によっては複数の調査が実施されるため、調査員の確保が困難となることや、個人情報への意識の高まりのため、調査員の訪問による調査については、回収率維持向上が困難となっている。このため、回収率維持向上に向けて、インターネット回答が導入され、活用されている。

【計画】

（１）毎週、毎月の調査
・感染症発生動向調査
（２）毎月の調査
・人口動態統計
・医療施設動態調査
・病院報告
（３）毎年の調査
・国民生活基礎調査
・地域保健・健康増進事業報告
・衛生行政報告例
・国民健康・栄養調査
（４）２年ごとの調査
・医師、歯科医師、薬剤師統計
・業務従事者調査（助産師、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）
・調理師業務従事者届
（５）３年ごとの調査
・医療施設静態調査
・患者調査
・受療行動調査
（６）５年ごとの調査
・社会保障・人口問題基本調査
①出生動向基本調査　②人口移動調査　③生活と支え合いに関する調査
④全国家庭動向調査　⑤世帯動態調査
※①～⑤までを毎年順に実施（各調査５年ごと）
・長崎県健康・栄養調査
・長崎県歯科疾患実態調査

３ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

３．１ 栄養改善対策

【事業目的】

・食に関する正しい情報を広く提供し、地域住民が自ら食生活改善に取り組むことができる環境づくりを推進していくため、地域の食環境を整備する。
・栄養・食生活について専門職の人材育成を行う。

【現状と課題】

・栄養成分表示関係について、関係機関・部署と連携し、食品表示法と健康増進法に基づいた相談・指導を実施している。今後は地域住民へ対しても栄養成分表示活用につなげるための普及啓発を実施する必要がある。
・給食施設の栄養管理は、食事摂取基準に基づき、集団を構成する個人に対して適切な食事の提供ができるように、指導・支援が必要である。また、施設によって食の危機管理体制整備に差があるため、指導・助言が必要である。
・専門的栄養指導として、難病在宅療養支援計画策定・評価会議等で、食生活支援を行っている。
・管内市町の栄養士配置は、少数かつ健康づくり分野への配置と偏っている。業務検討や効果的な保健事業推進のための情報共有が必要である。
・公衆栄養学の臨地実習の場として、学生実習を受け入れている。

【計画】

・栄養成分表示に関する指導・相談対応、活用に関する普及啓発、食品衛生責任者講習会での表示方法の周知（随時）
・給食施設巡回指導（38 施設巡回予定）及び給食施設の状況把握
・給食管理についての研修会の開催（１回）
・専門的栄養指導の実施
・市町栄養士を対象とした業務検討会の開催（１回）
・学生実習（管理栄養士養成施設）の受け入れ（１回）

３．２ 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

・食品衛生法に基づき営業施設の基準等についての事前指導等、許認可事務を行う。
・長崎県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設の改善・整備及び適正な管理運営等に関する監視指導を行う。

【現状と課題】

・食品の安全性に対する消費者からの関心は年々高まっており、食品の安全性確保が強く求められている。
・飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、食品衛生施策について、継続的に実施していく必要がある。

【計画】
・長崎県食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等の監視指導を行う。
・長崎県食品衛生監視指導計画に基づく食品等の収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】
・食品の安全性確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】
・技術の進歩により食品は広域に流通し、また消費者のニーズに合わせ多様化が進み、食品業界や行政に対し食品の安全安心を求める県民の意識も高まっている。
・近年、アニサキス、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が多発傾向にある。正しい知識の普及、啓発が必要である。

【計画】
・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し、被害の拡大を防ぐと共に、再発防止のため必要な指導を実施する。
・食品の適切な取り扱い方法や食中毒の防止方法等、監視時や講習会等を通して食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及、啓発を図る。

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】
・食品営業施設に対して、HACCP に沿った衛生管理の運用状況を確認し、必要に応じて指導、助言を行うことで、食品の安全性と信頼を確保する。

【現状と課題】
・小規模経営事業者においては、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の普及率は低く、継続的な支援、指導、助言が必要である。

【計画】
・新規事業者へは個別に HACCP 導入支援を行う。
・HACCP に沿った衛生管理が適切に運用されているか、監視時等に確認を行い、不適切な点を認めた場合は、事業者に対し衛生管理計画の見直し等を含めた助言、指導を行う。

４ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

４．１ 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

・旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法（総じて「生活衛生関係営業六業法」という。）に関する、許可及び衛生指導を実施し、県民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係の営業について衛生水準の維持向上を図る。

【現状と課題】

・衛生管理に加え､施設変更及びその届出が適正に行われているか対象施設の立ち入り調査を引き続き実施していく必要がある。
・入浴施設を発生源としたレジオネラ症の感染事例が依然として全国的に発生している。管内施設利用者のレジオネラ症発生防止のため、施設の衛生管理の徹底を指導する必要がある。

【計画】

・年間を通じて計画的な監視及び指導を実施する。
・各施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。
・旅館・ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止のため、監視を強化する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

・多くの県民が使用又は利用する建築物の維持管理に関して、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

・不特定多数の者が使用することから、衛生的な環境の確保が必要である。

【計画】

・各対象施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

・遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

・プールの安全及び衛生管理については、必要に応じて「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っている。

【計画】
・各施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】
・県知事認可の水道施設（上水道、簡易水道）について、適正な維持管理の徹底を図るため立入検査を実施する。

【現状と課題】
・水道施設は水道事業者によって適正に管理されているが、老朽化に伴う破損等のため、衛生上、改善を要する施設が存在する。

【計画】
・管内の水道施設に対し、計画的に立入検査を実施し、立入施設数等について半期毎に水環境対策課に報告する。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】
・温泉の保護と適正な利用を推進し、地域住民の健康や癒し効果の増進に努める。

【現状と課題】
・入浴施設を発生源としたレジオネラ症の感染事例が依然として全国的に発生している。管内施設利用者のレジオネラ症発生防止のため、施設の衛生管理の徹底を指導する必要がある。

【計画】
・旅館ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止のための監視を強化する。

4．２ 生活排水（浄化槽）対策

【事業目的】
・浄化槽の適切な維持管理を指導･啓発することにより､生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
・浄化槽管理者への維持管理指導､保守点検の啓発などを行い､管理者による適切な維持管理を促す。
・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】
・指定検査機関（一財 長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽（みなし浄化槽を含む「以下同じ」）や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。

・法定検査における不適正理由の中には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものが見受けられる。このため、これら事業者に対しても適宜指導が必要である。
・管内における令和６年度設置届数 112、不適正浄化槽管理者 137 名、法定検査受検拒否者 17 名。保守点検業１０事業者。

【計画】
・指定検査機関(一財 長崎県浄化槽協会)及び水環境対策課、管内関係各所と連携を図り、法定検査の進捗状況や台帳情報などを把握する。
・浄化槽設置等の届出、変更届出などについて、「長崎県浄化槽事務取扱要領」に基づき処理を行い、長崎県水環境対策課、建築部局及び市町と浄化槽台帳の情報を共有する。
・法定検査結果について、必要に応じて市町へ情報を提供するとともに、不適正浄化槽等の改善指導を行う。
・法定検査結果に基づき、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、必要な維持管理作業を行うよう指導する。

４．３ 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】
・県民、事業者、行政（市町）等が、連携・協働して行う廃棄物の排出抑制や再資源化について指導・助言等を行う。

【現状と課題】
（１） 可燃ごみ処理施設
　・北松北部クリーンセンター（平戸市）
　・佐々クリーンセンター（佐々町）
（２）資源化施設
　・北松北部クリーンセンター（平戸市）
　・佐々クリーンセンター（佐々町）
（３）し尿及び浄化槽汚泥処理施設
　・北松北部クリーンセンター（平戸市）
（４）ストックヤード
　・佐々クリーンセンター（佐々町）
（５）最終処分場
　・平戸市総合衛生センター不燃物埋立処分場（平戸市）
　・生月町管理型最終処分場（平戸市）
　・生月町安定型最終処分場（平戸市）
　・田平町一般廃棄物最終処分場（平戸市）
　・高崎埋立場（平戸市）
　・大島村遮断型最終処分場（平戸市）
　・松浦市一般廃棄物最終処分場（松浦市）
　・鷹島環境センター一般廃棄物最終処分場（松浦市）

【計画】
・一般廃棄物の排出削減や、再生利用率向上に向けた市町への情報提供。
・管内市町環境部門との連絡調整及び連携強化。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】
・廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止、海岸漂着物、散乱ごみ対策等、環境を考慮した処理体系構築を図る。

【現状と課題】
（１）不法投棄や不適正処理の一層の改善に取り組むため、監視体制強化、困難事案の解決、不法投棄の未然防止措置、関係機関との連携強化が重要である。
（２）産業廃棄物処理業者の状況
・収集運搬業　74（うち積替保管施設有　20）

【計画】
・廃棄物処理法等に基づく適正処理に向けた処理業者等への立入検査体制の強化、排出事業者に対する廃棄物適正処理の研修。
・不適正処理、苦情等に対する適切かつ迅速な対応。
・不法投棄防止パトロールを行う。

4.3.3 ＰＣＢ廃棄物対策事業

【事業目的】
・ＰＣＢを含有する廃棄物の処理を促進する。

【現状と課題】
・未確認ＰＣＢ廃棄物が残っている可能性がある。
・低濃度ＰＣＢ廃棄物が発見された場合、令和８年度末までに保管事業者に適正に処理させなければならない。

【計画】
・ＰＣＢ廃棄物保管事業者に対し適正な保管・早期の処理を指導、助言する。
・ＰＣＢを含有している恐れのある廃棄物を所有する事業者に対し、ＰＣＢ含有の確認・届出を求める。
・資源循環推進課が実施する PCB 含有安定器掘り起こし調査（アンケート形式）の結果により、PCB 廃棄物の現地確認を行う。

4.3.4 リサイクル推進事業

【事業目的】
・建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき再生資源の充分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い生活環境保全及び経済の健全な発展に寄与

する。

【現状と課題】
（１）建設リサクイル関係
・解体に伴うフロン類放出対策、石綿飛散防止対策に関する周知等を行っている。
（２）自動車リサイクル関係
・自動車リサイクル業者数　43 業者（延べ数）
（引取業：36 業者、第２種フロン回収業：５業者、解体業：２業者）
（３）フロン排出抑制法関係
・第１種フロン回収業者数　８業者

【計画】
・建設担当部局と合同で建設リサイクル法に基づく立入調査等を実施。（年１回）
・第１種フロン回収業者に対する立入調査の実施。
・第１種特定製品管理者に対して簡易点検・定期点検義務の周知・指導。
（医療監視時、特定事業所立入検査時等）

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】
・廃棄物の不適正処理（不法投棄・野焼き）の防止。

【現状と課題】
・建設系廃棄物の不適正処理が後を絶たない。
・テレビ、冷蔵庫等の一般家電、廃棄物の山野、私有地への投棄も見られる。

【計画】
・廃棄物適正処理指導員により管内のパトロール、撤去指導を行う。
・廃棄物排出事業者及び処理業者への研修・説明会を実施する。
・一般廃棄物の不適正処理を防止するため市町と連携した啓蒙・啓発を行う。

４．４ 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】
・長崎県公共用水水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域の水質汚濁の状況を監視する。

【現状と課題】
・海域及び河川とも、おおむね良好である。
・海水浴場については良好である。

【計画】
・長崎県公共用水域水質測定計画に基づき３河川４地点及び２海域 11 地点にて定期的な監視を行う。
・海水浴場２箇所について、遊泳前及び遊泳中の水質調査を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】
・工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙（水銀含む）、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気汚染を防止し生活環境を保全する。

【現状と課題】
・ばい煙発生施設　141 施設、粉じん発生施設 129 施設
・所管する法令に基づく立入検査と同時に、調査を行っている。

【計画】
・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場から発生するばい煙・粉じんの排出による大気汚染を防止するため、計画的な立入検査を行う。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】
・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、生活環境を保全する。

【現状と課題】
・排水基準適用事業場について、立入検査を実施している。維持管理等の不備から排水基準を超過する事業場が見受けられる。
・特定事業所 808 事業所（うち有害物質貯蔵指定施設３）、排水基準適用事業場 24 事業場

【計画】
・水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から排出される排出水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、立入調査（含排水調査）を行う。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】
・ダイオキシン類による環境汚染の防止等を図る。

【現状と課題】
・大気関係特定施設４施設、水質関係特定施設１施設。

【計画】
・廃棄物焼却炉等の適切な維持管理状況を確認するため対称施設への立入調査・指導を行う。（自主測定結果の確認等）

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】
・環境保全の意識を高め、地域における自主的な環境保全活動を促す。

【現状と課題】
・地域における活動団体、活動家の育成が必要。

【計画】
・環境アドバイザーの派遣。
・事業所、教育機関等が行う環境学習への積極的な参加・支援。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】
・公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、迅速・適正に対応し、より良い生活環境をつくる。

【現状と課題】
・生活排水、悪臭等の相談がある。

【計画】
・市町等と協力して苦情対応・相談に当たり、早期解決を目指す。
・公害苦情調査の実施報告。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】
・長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき管内市町の実行計画の実施に協力する。

【現状と課題】
・管内市町において地球温暖化対策協議会の設置はなされているが活発な活動とはなっていない。

【計画】
・地球温暖化協議会の活動支援。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】
・光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等による健康被害の防止に努める。

【現状と課題】
・春季～秋季にかけて光化学オキシダントの発生が見られる。
・微小粒子状物質が暫定基準を超過する恐れがある。

【計画】
・光化学オキシダント注意報・警報発令時に関係機関への迅速な情報提供を行うと共に住民からの問い合わせに対応する。
・ＰＭ2.5 注意喚起が発せられた場合、関係機関への迅速な情報提供を行う。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】
・世界遺産関連資産及び文化、自然遺産地区の景観を保全する。

【現状と課題】
・指定地区を訪れる観光客や周辺住民によるタバコ、ゴミのポイ捨てが散見される。

【計画】
・定期的に指定地区を巡回し、啓蒙啓発を行う。
・定点におけるゴミの回収分析を行う。（年１回２地点）

4.4.10 環境放射線監視

【事業目的】
・「長崎県環境放射線モニタリング計画」に基づき緊急時の放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価及び、平常時より環境放射線モニタリングを実施する。

【現状と課題】
・県市町との連携及び防災対策の整備。

【計画】
・平常時モニタリングへの協力。
・原子力防災訓練への参加。

４．５ 動物愛護対策

【事業目的】
「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉をも含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】
・犬及び猫の引取り頭数は減少傾向にあるが、飼養者側の都合や所有者不明の犬及び猫の引取り依頼が多い。引続き引取り希望者への終生飼養に関する指

導を行うとともに、管内市町と連携し、放し飼いや無計画な繁殖による多頭飼育者の情報共有と適正飼養指導が必要である。
・放し飼い、庭や住居への入り込み、所有者が判明しない猫への無責任な餌やり等の不適正な動物の管理に起因する糞尿被害を主とした様々な苦情・相談が数多く寄せられている。

【計画】
・犬及び猫の引取り時における飼養者等に対する適正飼養管理、終生飼養、繁殖制限措置の指導、助言を行い、引取り頭数の抑制を図る。
・里親登録制度、長崎県動物愛護情報ネットワークを活用し、犬及び猫の譲渡を促進する。
・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼養者等への指導を行う。
・地域猫活動推進事業による所有者のいない猫の適正管理への支援を行う。
・動物取扱業の監視指導を実施する。

4．6 狂犬病予防対策

【事業目的】
狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の推進、違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【現状と課題】
・過去５年間の捕獲頭数は 10～20 頭と横ばいであり、徘徊する違反犬の捕獲依頼が寄せられている。
・令和６年度管内登録頭数は 2,451 頭で、狂犬病予防注射率は８６％であった。登録頭数は年々減少しているが、人口減少によるもののほか、室内犬の増加に伴い、登録をしていない犬が増加していると考えられる。
・令和６年度において咬傷事故の発生はなかったが、原因の多くは徘徊又は不慮の逸走によるものとなるため、引き続き継続的に犬の係留義務及び係留設備、係留用具等の点検について飼養者への啓発と指導が必要である。

【計画】
・違反犬による事故発生を防ぐため、管内市町と連携し違反犬の捕獲を実施する。
・狂犬病予防注射計画策定における市町、獣医師会支部を含めた三者協議会を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
・飼養者に対し、登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及、啓発及び指導を行う。
・咬傷事故探知時、迅速に状況を把握するとともに、確実な診断の実施と飼養者への適正飼養についての指導を徹底し、再発防止に努める。

５ 医事及び薬事に関する事項

５．１ 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

・医療法第 25 条第１項の規定に基づき、病院（検査）を毎年度、診療所（調査）を３～５年毎に実施し、適正な管理が行われているか否かについて確認することにより、適正な医療の提供に資する。

【現状と課題】

・病院については、適正な管理が行われている。
・診療所については、医療安全に関する体制が必ずしも十分ではないことから、立入調査等を通じた、継続した指導が必要である。

【計画】

・全ての病院について、立入検査を実施する。
・診療所について、立入調査を実施する。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

・医療法等に規定されている手続きを適正に行うことにより、施設の適正な管理を図る。さらに、必要な現地調査及び指導を行うことにより、適正な管理を図る。

【現状と課題】

・手続きの遅延が散見されることから、様々な機会を通じて周知を図る必要がある。

【計画】

・適正な手続き及び必要な指導を行う。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核指定医療機関及び「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく一般疾病指定医療機関の指定に関する事務を行う。

【現状と課題】

・指定申請は、適切に行われている。

【計画】

・指定に関する事務を行う。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

・医療法等に基づく医師等医療従事者と栄養士、管理栄養士、調理師の免許申請事務。

【現状と課題】

・令和６年度免許事務取扱数１０１件。（課題―該当無しー）

【計画】

・該当なし

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

・住民が安心して受診できる医療提供体制を目指し、県北地域医療安全相談センターを設置し、医療相談及び医療安全情報の提供を行う。

【現状と課題】

・相談者（患者及びその家族等）に寄り添いながらも、患者と医療機関に公平、中立的な立場として助言を行う必要がある。

【計画】

・医療相談及び医療安全情報の提供を行う。
・医療安全研修会の実施。

５．２ 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

・医薬品等について、販売から使用に至るまで、有効性及び安全性を確保するため、対象施設に監視及び指導を実施する。

【現状と課題】

・医療機関及び薬局等に対し、効率的な監視及び指導に努めている。
・医薬品医療機器等法関係法規については継続して周知を徹底する必要がある。

【計画】

・医療機関及び薬局等に、医薬品の適正な取扱いに関する情報を提供する。
・医療機関及び薬局等に対し、「医薬品等一斉監視指導」期間及び医療監視のほか、必要に応じて監視及び指導を実施する。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

・毒物及び劇物の適正な管理を確保するため、毒物及び劇物販売業者等に対し、監視及び指導を実施する。

【現状と課題】
・毒物及び劇物販売業者に対し、効率的な監視及び指導に努めている。販売業者を除く取扱者に対しては、必要に応じて監視及び指導を実施する。

【計画】
・毒物及び劇物販売業者に対し「農薬危害防止運動」「医薬品等一斉監視指導」期間を中心に立入検査を実施し、毒物劇物の管理状況、譲渡手続き等について指導する。
・農薬安全対策講習会にて安全管理等に関する周知を行い、事故防止を図る。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正けし及び大麻を含む）

【事業目的】
・麻薬及び向精神薬等について、適正な取扱いによって保健衛生上の危害を防止し、必要な医療を確保するため、対象施設に対して監視及び指導を実施する。
・不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これらの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する知識の普及を図る。

【現状と課題】
・麻薬及び向精神薬等を取り扱う薬局や医療機関等に対し、効率的な監視及び指導に努めている。麻薬及び向精神薬等の適正な取扱いに関しては、継続した指導が必要である。
・管内における不正けし及び大麻の発見数は少ないが、撲滅するためには更なる監視が必要である。

【計画】
・麻薬及び向精神薬等を取り扱う医療機関等に対し、「医薬品等一斉監視指導」期間及び医療監視時に管理状況及び譲受手続き等を確認し、必要に応じて指導する。
・麻薬及び向精神薬等を取り扱う薬局に対し、効率的な監視及び指導を実施する。
・「不正大麻・けし撲滅運動」月間に大麻・けしの不正栽培の監視及び自生している大麻・けしの発見、除去に努める。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】
・薬物乱用防止指導員をはじめ、地域一体となって若年層を中心とした地域住民に薬物乱用の恐ろしさと正しい知識を周知し、薬物乱用のない地域社会を目指す。

【現状と課題】
・近年、インターネット等を通じて、麻薬、覚醒剤、大麻をはじめとした不正

薬物に関する様々な情報が得られ、その中には、大麻の有害性などを軽視するような間違った情報も見られることから、若者等が安易に大麻を乱用してしまうことが危惧されている。県内においても、高校生や大学生による大麻乱用の急増が深刻化しており、薬物乱用者の低年齢化は、憂慮すべき状況にあるため、青少年を始めとした人々が大麻について正しい知識を持ち、正しい判断を行うことができるよう、より一層の啓発が必要である。

【計画】
・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の期間中に街頭キャンペーンを実施し、地域住民に薬物乱用防止の啓発を行う。
・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の月間に、麻薬・覚醒剤・大麻等の乱用による危害について若年層を含む地域住民に周知する。
・県北保健所地区薬物乱用防止指導員協議会を中心として、指導員による地域での啓発や指導活動を充実するとともに、小・中・高等学校等からの依頼に基づく「薬物乱用防止教室」において薬物に関する正しい知識の普及を行う。
・薬物相談窓口を設置し、薬物の乱用や啓発等の相談を受ける。

5.2.5 献血推進

【事業目的】
・輸血用血液の安定的供給に必要な献血量を確保するために、関係機関等と連携し、キャンペーン等によって献血の推進を啓発し、献血者の確保に努める。

【現状と課題】
・県内における令和６年度の献血確保目標（献血者数）の達成率は 99.3%である。
・県内の各年代別人口に対する献血者の割合は、16～19 歳で 31.3%（H1）から 3.7%（R６）、20～29 歳で 18.9%（H1）から 6.1%（R６）、30～39 歳で 13.3%（H1）から 7.0%（R６）と低下しており、若年層の献血離れが顕著にあらわれている。現在の献血者の約 72%が 40 歳以上の年齢層であり、将来的に安定した献血者を確保するため、若年層に対する献血推進は今後の課題である。

【計画】
・「愛の献血助け合い運動」「はたちの献血キャンペーン」等により献血推進の啓発を実施する。
・県北保健所地区献血担当者会議を開催し、連絡調整や意見・情報交換を図り献血を推進する。
・関係機関との連携を密にし、献血目標の達成に努めるとともに、管内高等学校に対し、献血セミナーの実施について協力を求め、若年層への献血思想の普及・啓発を図る。

６ 保健師に関する事項

６．１ 保健師に関すること

・地区担当の保健師・作業療法士により個別支援を実施し、必要時所内及び関係機関との事例検討を実施している。

７ 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

７．１ 地域（保健）医療関係

【事業目的】

・医療計画に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

【現状と課題】

・第８次医療計画が、令和６年度から令和 11 年度までを計画期間として策定された。また、新型コロナ対応における課題等を踏まえ、「新興感染症発生・まん延時における医療事業」が追加され、６事業となる。
・医療法の規定に基づき国が策定した「医療提供体制の確保に関する基本方針」を受けて、５疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神科（認知症医療を含む））・６事業（離島・へき地医療、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療）及び在宅医療に重点をおいて、医療提供体制の確保、充実強化を図る必要がある。さらに本県では、近い将来に高齢化と人口減少が進み、医療・介護サービスがピークアウトすると見込まれている。

【計画】

・佐世保市保健所と連携を取りながら、県北地域保健医療対策協議会及び佐世保県北区域地域医療構想調整会議を実施し、佐世保県北医療圏の第８次医療計画に則って検証していく。
・地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する、関係機関との協議、合意形成、情報共有等による、地域の医療提供体制等の構築、連携強化。
・地域医療構想調整会議や、市町主催の各協議会の場で、佐世保県北医療圏のかかりつけ医機能の議論をしていく。

８ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

８．１ 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子２１推進事業

【事業目的】

・地域母子保健医療対策の確立及び推進を図る。

【現状と課題】

・母子保健事業は市町が実施主体であり、３市町の現状や抱える課題がそれぞれ異なっている状況である。そのため、今後も各市町のこども部会等を活用し、地域の現状を把握する必要がある。また、県北地域における有効かつ的

確な母子保健医療対策の確立及び推進を図るため、母子保健に関する情報を収集し、協議・検討を行うことが必要である。併せて、母子保健の更なる推進につなげるため、担当者会議と協議会、研修会を連動させて実施していく必要がある。

・発達障害児支援体制整備について、管内３保育会で指導者が養成できたとして、令和４年度に保健所主催での指導者スキルアップ研修会は終了していたが、松浦市保育会、北松保育会では保育士不足や対面研修の減少等により保育会で研修会を開催できていない状況にあった。各保育会の課題を把握しつつ、養成した指導者の活用を促し、ティーチャー・トレーニングの地域定着に向けた支援が必要である。

・管内市町では、乳幼児健診や５歳児健診の実施に加え、フォローアップ（お遊び教室、乳幼児発達専門相談、就学準備教室等）を充実させ、要支援者の把握を行っているところである。また、平戸市小児発達外来の設置等により地域の医療体制は少しずつ整備されつつあるが、管内には在宅の療養児(重症心身障害児及び発達障害児)が、医療や支援を受けられる場が少ないことから、住み慣れた地域で安心して療育が受けられるよう体制を整備していくことが必要である。

・慢性的な疾病を抱え長期療養をしている児童及び家族の自立促進をはかるため、地域の社会資源を活用し、充実した支援を行う必要がある。県北保健所管内では医療的ケア児等コーディネーターが 13 名養成されているが、十分な活用に至っていないため、状況の把握と連携についての検討が必要である。なお、長崎県では小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、みさかえの園が委託を受け R5 年 11 月 1 日から自立支援員を専任で配置されている。今後も所内ケース検討会議や小児慢性特定疾病児童等の家庭訪問等を通じて自立支援員との情報共有、連携強化を図る必要がある。

【計画】

・県北地域母子保健推進協議会の開催
・母子保健事業情報交換(市町母子保健担当者会議)の開催
・母子保健福祉等関係者研修会の開催（必要時）
・各市町の自立支援協議会こども部会への参画
・地域発達支援体制整備研修会の地域定着に向けた支援の実施
・障害児（者）巡回療育相談の実施（年２回）
・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施
個別支援（医療費助成制度の申請時面接や電話・訪問等による相談対応等）
所内支援区分会議の開催

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

・思春期の健全な母性父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて、適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、また、相談できる体制を整備するとともに、不妊等の課題に対応するための体制を構築することにより、

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

【現状と課題】
・保健所は「性と健康の相談センター」として、思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する相談対応の役割を担っているが、相談件数は少ない。プレコンセプションケアを含め男女を問わず性や生殖に関して、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援に向け窓口周知を行う必要がある。また、性に関する正しい知識を得る機会として発達段階に応じた性教育が必要であり、学校では学習指導要領に基づいた性教育が実施されている。学校と連携しながら行政として性教育に取り組む必要がある。
・児童虐待防止・DV 防止推進事業に関して、引き続き市町主催の会議に出席し現状や課題を把握するとともに、個別支援や事業等を通じ、市町等関係機関と連携して対応していく必要がある。
・令和５年 10 月から不妊治療助成事業として先進医療に要した費用の一部の助成が開始されている。窓口は県こども家庭課であるが、申請や治療に関する相談がある。令和4年 1 月から不育症検査費助成事業も開始されているが当所での相談や申請受理の実績はない。管内市町全てにおいて独自の不妊治療に関する助成事業を実施しているが、県と市では助成内容や申請様式が異なることや、市町から県の助成に関する問い合わせがあるため、随時、保健所ホームページの更新を行うとともに、母子担当者会議等で関係機関への周知を図る必要がある。

【計画】
・性と健康の相談センター事業
思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する相談対応
思春期保健従事者研修会や健康教育等の実施
性と健康の相談センターの普及・啓発
・児童虐待防止・DV 防止推進事業
要請に応じた各市町要保護児童対策地域協議会等への参画や相談対応
・不育症検査費助成事業（不育症検査費助成申請事務）

8.1.3 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】
・小児慢性特定疾病により療養を必要とする児童の健全な育成を図るとともに、適正な医療費助成を行う。

【現状と課題】
・平成 27 年 1 月から小児慢性特定疾病治療研究事業の制度改正があり、新たに対象疾病の拡大や児童等の自立支援事業が位置付けられた。対象疾病は令和７年４月１日現在で 801 疾病となっている。令和４年５月から全国の指定小児慢性特定疾病医療機関において行われる医療が助成対象となった。
・令和６年度末現在における県北保健所管内の小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数は 72 名である。令和６年度の新規申請件数は９件、変更申請等 18 件、更新 65 件、相談件数は延 113 件（電話 58 件、来所 55 件）である。県への進達や受給者への発送等、事務処理方法の整理や発送時の確認

を徹底し、適正な申請事務処理の継続が必要である。

【計画】
・申請に関する相談対応
・適正な申請事務処理

８．２医療的ケア児支援

【事業目的】
・医療的ケア児およびその家族が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】
・県北地域では訪問医やレスパイトの受け入れ施設不足、訪問看護の偏在等の課題もある。医療的ケア児が地域で安心して生活するために、保健・医療・福祉・教育その他各関連分野が連携しライフステージを通して一貫した支援体制の整備が必要である。
・災害時の医療的ケア児への支援は早急に取り組むべき問題であり、R2 年度から個別支援計画策定に向けて健康対策班と協働し各市町に働きかけている。管内の市町で計画策定の進捗状況や課題は異なるが、策定に向けた動きがあるため、令和７年度までに優先度の高い方の計画を策定できるよう市町の課題に対応した介入を継続する必要がある。

【計画】
・個別支援を通した医療的ケア児への支援
・医療的ケア児支援に係る研修会の開催（年１回）
・本人・家族への啓発（災害時対応のリーフレットの配布）
・医療的ケア児を含む災害時要対応一覧の作成・更新（随時）
・予測できる災害（大雨、台風、大雪時等）における市町への事前事後連絡
・関係者との災害時支援に向けた体制整備（災害時個別避難計画策定に向けた市町への支援等）

８．３ 介護予防対策

【事業目的】
・市町（保険者）で実施している介護予防関連事業が、効果的・効率的な事業の展開が実施できるよう支援する。

【現状と課題】
・管内市町では、地域包括ケアシステム構築推進において、住民主体の通いの場などの地域づくりを意識した取組みが進められている。保健所は、市町の取組みが円滑かつ効果的に行われるよう、市町事業への参画や市町との会議開催により支援を行っている。更に、リハビリテーション専門職による支援が円滑に行われるように、県北地域リハビリテーション広域支援センターと

連携した広域的な支援や研修会を実施している。
・地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の一つとして、各市町では地域ケア会議を行っている。地域ケア会議を通して地域課題の検討や体制構築など取り組みを進める必要があるが、各市町では協議内容や運営等の課題もある。個別事例の検討にとどまらず、地域課題の把握および不足している社会資源の開発や政策形成を行い、併せて支援関係者の自立支援ケアマネジメント支援の普及・スキルアップにつながるよう、市町への支援が必要である。

【計画】
・市町が効果的に介護予防事業を推進できるよう支援する。
・県北地域リハビリテーション広域支援センターが行う活動への支援、市町との連絡調整会議に参画し、介護予防事業の推進を図る。

9 歯科保健に関する事項

9．1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】
・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づいた「歯なまるスマイルプランⅢ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）」の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進する。

【現状と課題】
・管内における幼児のう蝕数は、経年的に見ると減少傾向にあるが、全国・県平均と比較すると依然として高い状況にある（令和５年度１人あたりう蝕数は、１歳６か月児 0.03 本（県 0.02 本）、３歳児 0.53 本（県 0.38 本））。また、う蝕がある子とない子の二極化や、保護者の意識にも差があり、関心の無い対象者への働きかけ、意識付けが必要である。
・管内の成人期及び高齢期の歯周疾患検診受診率は低く、各市町において、検診の実施方法や周知方法など住民への意識付けや受診しやすい環境整備を検討されている。今後も受診率向上に向け、歯周病対策を含めた取組みを検討していく必要がある。

【計画】
・県北地域歯科保健推進協議会の開催（１回）

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】
・障害者の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療に寄与する。

【現状と課題】
・障害のある者の歯科診療の機会を確保するため、歯科診療車による巡回歯科診療を保健所等で実施している。

・利用者数は横ばいであり、在宅より施設入所者の利用が多い（令和６年度施設入所者の割合 98.7%）。また、巡回歯科診療での専門的治療後の経過観察や一般的治療について、地域の歯科診療所との連携体制の整備が必要である。

【計画】
・障害児（者）巡回歯科診療事業の支援
・母子保健事業等、所内外関係者と連携した障害者歯科協力医制度の周知

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】
・長崎県の子どもたちに対し集団フッ化物洗口という手法のポピュレーションアプローチを実施することにより、う蝕を予防し健康格差の縮小を図る。
・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例並びに歯なまるスマイルプランⅢに基づき情報提供及び普及啓発を行う。

【現状と課題】
・乳幼児のフッ化物塗布は管内全市町で実施しているが、実施方法の違いによる実施率の差があることや歯科医院での個別塗布の状況把握ができていないため、全体状況が把握できていない。
・令和６年度のフッ化物洗口の実施率は、保育所・幼稚園 100%(36 施設)、小学校 100%(26 校)、中学校 93.8%(15 校) である。フッ化物洗口は継続して実施されることが効果的であり、市町等と協議していく必要がある。

【計画】
・市町と連携したフッ化物応用事業の普及啓発ならびに情報提供
・各市町の歯科保健に関する協議会等への協力

１０ 精神保健に関する事項

１０．１ 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】
・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
・治療中断・未治療者等に対し、関係機関との連携による危機介入や支援を行う。
・自傷他害のおそれのある精神障害者に対し、適正な医療及び保護を図るため、精神保健福祉法に基づいた対応を行う。

【現状と課題】
・入院患者の処遇について、医療機関に対し精神保健福祉法に基づいた適正な指導監督が必要である。
・県北保健所は管内２市１町および佐世保市内における自傷他害のおそれのある精神障害者に関する警察官通報や、一般人からの申請等に対応している。

令和４年度以降の年間受理件数は平均 28.3 件で推移し、令和６年度は２８件であった。
引き続き、通報および申請時の精神障害者の調査、診察並びに入院措置を適正に行う必要がある。また、関係機関との情報共有及び連携を強化し、地域の緊急対応を要する精神障害者の支援を適切に行う必要がある。

【計画】
・管内２か所の精神科病院に年１回の実地指導、入院患者病状実地審査を行う。
・精神保健福祉法に基づく申請、通報等において適正な対応を行う。（調査・診察・移送）
・措置入院患者に対し「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」を活用し、関係機関と連携しながら「退院後支援計画」に基づいた支援を行う。（必要時）
・精神科医療機関からの各種報告事務を行う。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】
・本人や家族、各関係機関等からの精神保健福祉に関する相談の機会を確保するとともに、困難事例に対し精神科医師を交え、支援方針を検討することにより関係者の資質向上を図る。

【現状と課題】
・令和６年度の保健所職員による相談件数は、電話相談 271 件、所内相談 31 件、所外相談 18 件、訪問指導 67 件とすべての相談種別で昨年度より増加している。
・管内及び佐世保市内精神科医療機関の協力を得た定期的な専門相談の場は、８回開設のうち４回５ケースの実施と昨年度より増加している。
・精神保健福祉専門相談(精神科医師による相談)は、本人や家族のみならず、支援者のケース検討の場ともなっているが、令和６年度活用はなかった。ケース検討の場としても利用できるよう、市町等の関係機関へ周知を行うことが必要である。
・管内のみでの精神科嘱託医師の確保が困難であるため、佐世保市内の精神科医にも協力を得ている、次年度も継続して協力依頼が必要。

【計画】
・精神保健福祉相談（職員による電話・面接相談・訪問等）の実施
・精神保健福祉専門相談（精神科嘱託医師による相談）の実施・活用（年８回）
・事業の効果的周知を図る

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】
・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者と相談支援を担う地域関係機関とのネットワーク体制を整備し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

【現状と課題】
・「にも包括ケアシステム」の構築については、市町が障害福祉計画において目標を設定し、各自治体の自立支援協議会において地域課題を共有し、目標達成に向けた取り組みを推進する役割を担っているが、各部会での地域課題の抽出や自立支援協議会への課題報告までには至っていない。
・令和６年度の法改正において、市町の相談支援体制の充実や保健所による市町支援が謳われ２年目を迎えるため、モニタリングを行う必要がある。
・管内に住居を有する精神障害者の入院先は５割以上が管外で、その内 15%は他県に入院している。加えて社会資源の少ない県北圏域では市町を超えた障害福祉サービス利用が多く、管外支援機関との連携が必要不可欠である。
・今後、入院医療中心から地域生活中心への流れをさらに推進し、精神障害者の社会復帰と社会定着を促進していく必要がある。
・管内市町の自立支援協議会や管内団体の集まり等に参加し、支援機関との顔の見える関係づくりを推進する。
・地域共生を推進する上で当事者の活用が提唱されており、管内でもピアサポート体制の再構築に向けた対応が必要である。

【計画】
・圏域コーディネーターとして市町への支援と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下、“にも包括”）」構築に係る協議の推進（市町自立支協議会への参加等）
・県北保健所地域精神保健医療福祉協議会（精神障害者地域移行社会参加推進協議会）の開催（年１回）
・管内精神保健福祉担当者連絡会の開催（年１回）
・市町自立支援協議会(部会)、管内相談支援事業所連絡協議会への参画(適宜)
・市町を中心とした相談支援体制の確立に向けた支援（適宜）
・市町、医療機関及び施設の要請に応じて、個別ケース検討会等への参加、協力（適宜）
・地域移行・定着を意識した個別支援への働きかけ
・県北保健所管内障がい資源マップの更新

１０.１.4 高次脳機能障害支援普及事業
【事業目的】
・高次脳機能障害に関する正しい知識と相談窓口の普及啓発を推進し、高次脳機能障害者や家族に対する専門的な相談支援、関係者等に対する研修会を行い、関係機関との支援ネットワークの充実による支援体制の確立を図る。

【現状と課題】
・管内の診断できる医療機関は７か所（平戸市：柿添病院・北川病院・青洲会病院・谷川病院・平戸市民病院、松浦市：菊地病院・松浦中央病院）である。
・当所の令和４～６年度の相談件数は実１～５件で、病院・相談支援事業所や老健等関係機関からの相談が多く、本人や家族の主訴が多岐に及ぶ場合に、保

健所へ相談が挙がってきている。そのため、保健所は本人及び家族のニーズや課題を整理し適切な関係機関と連携して支援を行う必要がある。
・当所及び管内市町への高次脳機能障害の相談は少なく、個別支援を通じた支援スキルの積み上げが難しいことが課題であるため、市町から保健所へ相談があった際には、連携して支援していく必要がある。また、当所職員の相談技術の向上のため研修等を受講し知識の習得に努めながら、必要時、長崎県高次脳機能障害支援センターの支援を受け対応していく必要がある。
・R６年度は高次脳機能障害にかかる社会資源についての理解を深めてもらう研修会を開催した。共催の広域支援センターからは、例年リハ職以外の参加が少なく、リハ職であっても高次脳機能障害症例の対応経験は病院によって差があるため、高次脳機能障害のイメージをつかめるような事例紹介を入れて欲しいという意見が挙がった。また、高次脳機能障害の病態や対応方法等について学ぶ基礎研修の機会も少ないことから、高次脳機能障害の基礎について事例を交えて学ぶ研修の対象を拡げて実施する必要がある。
・保健所主催の研修会や会議等で、高次脳機能障害の症状・支援方法・相談先を紹介したリーフレット・チラシを配布し関係者に対する普及啓発を行っている。今後は、一般住民に対する普及啓発を行っていく必要がある。

【計画】
・個別相談支援（随時）
・相談支援体制整備
　各種会議を活用した周知と情報交換の実施（随時）
　県北地域リハ広域支援センターの共催による研修会の開催（７月頃）
・普及啓発
　市町等関係機関への周知（４月）、市町広報誌への掲載（８月頃）

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】
・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、各機関の緊密な連携による取り組みの推進を図る。

【現状と課題】
・自殺死亡率（人口 10 万対）は、国、県と比較して管内は高く推移しており、令和６年は全国 16.2、長崎県 16.2、管内 31.5 となっている。
・H26～R5（10 か年）の管内の自殺者の男女比は 4:1 と全国（男性：女性＝2:1）、長崎県（男性：女性＝3:1）と比較して男性の割合が高い。年代別にみると、60 歳代（25.2%）、 70 歳代（18.5%）、40 歳代（16.8%）、50 歳代（15.1%）の順に多い状況にある。
・自殺は、様々な要因が複合的に連鎖しておきるため、精神保健福祉相談の充実を図るとともに、様々な分野との連携を強化していく必要がある。
・管内市町においては市町自殺対策計画が策定されており、自殺者数の更なる減少のためには、より身近な市町での自殺対策の取組が重要である。市町が計画を踏まえた施策の推進及び進捗管理を行えるよう支援していく必要が

ある。

【計画】
・個別相談支援（随時）
・地域における支援ネットワーク構築の推進
　市町の自殺対策計画評価の場への出席、担当者への進捗状況の確認（各１回）
　市町からの自殺対策推進に係る相談対応、情報提供及び市町事業への協力（随時）
　県北保健所地域・職域連携推進協議会への参画（１回）
・普及啓発
　相談窓口周知のためのリーフレット等の配布、健康教育の実施（随時）

10.1.6　ひきこもり対策推進事業

【事業目的】
・ひきこもりの正しい理解の促進や支援継続のために関係機関との連携を図り、当事者・家族や支援者の孤立を防ぐ。

【現状と課題】
・支援者からは、「ひきこもりの方を把握していてもどこに繋いだら良いか分からない。」との声が聞かれ、相談窓口が浸透しておらず、ひきこもりの方が潜在化していたり、把握した民生委員等の支援者が抱え込んでいる可能性がある。相談窓口について、ホームページや市町広報誌への掲載等、継続して周知を行うことが必要である。
・支援者がひきこもりについて把握しているが、本人や家族の同意が得られないために、多機関へ相談や連携を図る等の早期介入が困難となっている現状がある。関係機関に対する人材育成を図る必要がある。
・管内にはひきこもり自助グループである家族会が２箇所(松浦市、佐々町)と当事者の居場所(佐々町)がある。自助グループが安定した活動を維持できるよう、継続的な情報共有や支援を行う必要がある。

【計画】
・相談体制の充実
　個別相談(随時)
　CRAFT の班内研修の実施(１回)
・普及啓発の推進
「つながらんば」やリーフレットを用い家族・関係者に相談窓口を紹介(随時)
　保健所ホームページの更新(１回)
　市町広報誌の活用(２回)
　事業紹介・自助グループ等と協働した出前講座の実施　(４回)
・関係機関に対する人材育成
　ひきこもり支援関係者研修会の開催(１回)
・関係機関との連携体制の構築
　管内当事者のつどい、家族会との連携　(各１回以上)
　地域活動支援センターの現状把握　(各１回以上)
　各種会議・研修会等への参加　(随時)

10.1.7　精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

・佐世保、県北地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患患者への医療提供体制の連携強化をはじめとした体制整備を図る。

【現状と課題】

・平成 26 年度から令和 6 年度まで、精神科救急患者や身体合併症を有する患者への適切な医療提供体制確保を目的に、二次医療圏である佐世保・県北地域において、医師会、精神科病院、精神神経科診療所、消防等の関係機関で構成した関係者会議を開催し、①医療連携体制（精神科コンサルテーション体制整備）、②関係者間の相互理解について、協議・検討を行ってきた。

・しかし、精神科医師の参画がなかなか得られない等、進め方にも課題があることが予測されるため、医療機関の意向や、県全体の動向も踏まえながら進めるなどの工夫が必要である。

【計画】

・精神科救急における県の取り組みを基に圏域内の連携体制構築に向けた取り組みについて検討

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

・保健所への依存症の相談は少なく、地域に潜在していると思われる。依存症の正しい知識の普及と相談窓口のさらなる周知が必要である。

・依存症の背景として、経済問題、家族関係などの問題を複合的に抱えていることが多いことから、支援者が当事者・家族から相談を受けた際に、関係機関と連携し適切に対応できるよう、支援者のスキルアップ、支援体制の構築を推進していく必要がある。

・管内には依存症プログラムを実施する医療機関がなく、社会資源が乏しい現状である。当事者と家族の回復支援のために、佐世保市内の自助グループ等との連携はもとより、長崎ダルクやあきやま病院等と連携し、県障害福祉課とともに圏域を跨いだ診療ネットワークの構築・強化を図る必要がある。

【計画】

・相談支援体制の充実

　個別相談（電話・来所・家庭訪問）の実施

　依存症で悩む方のつどい「県北こころの礎」の開催（12 回）

　あきやま病院主催 依存症家族教室「ルピナスの会」（県北保健所会場）の実施（随時）

・普及啓発の推進

　啓発週間での普及啓発、健康教育の実施（随時）

・人材育成

　管内居宅介護支援事業所連絡協議会等での出前講座の実施（各市町 1 回）

・連携体制の構築

複数圏域にかかる依存症診療ネットワーク構築事業研修会等への参加（随時）

１１　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期の療養を必要とする者の保健に関する事項

１１．１　難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

・難病患者の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、患者や家族、関係者等が連携を図り、地域における在宅支援体制の整備を推進する。

【現状と課題】

・管内の特定医療費（指定難病）受給証所持者数は、延 697 名（令和７年 3 月末現在）である。疾患別の内訳では、パーキンソン病が 85 名と多く、続いて潰瘍性大腸炎 45 名、全身性エリテマトーデス 42 名となっている。
・神経・筋疾患患者を中心に、支援区分会議において、新規申請者及び支援が必要な患者の支援方針を検討している。
・災害対策においては、市町担当部局や関係機関と連携し個別避難計画策定を支援していく必要がある。
・関係機関と連携のもと、今後も個別支援等を行いながら地域の現状及び課題を把握し、支援体制を整備していく必要がある。

【計画】

・在宅療養者支援区分会議の開催（月１回）
・関係機関等との所外処遇検討会の開催(随時)
・訪問相談事業
・市町等と連携し、医療依存度の高い難病患者の災害時個別避難計画策定を支援
・県北地域難病対策関係者連絡会の開催（１回）
・難病患者等在宅ケア従事者研修会の開催（１回）

11.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

・指定難病医療費助成制度申請窓口として、適切な事務を実施する。

【現状と課題】

・「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立を受け、対象疾患が平成 27 年１月１日に 110 疾患、平成 27 年７月１日に 306 疾患、平成 29 年４月１日に 330 疾患、平成 30 年４月１日に 331 疾患、令和元年７月１日に 333 疾患、令和３年 11 月１日に 338 疾患、令和６年４月１日に 341 疾患、令和７年４月１日に 348 疾患に拡大された。

【計画】

・特定医療費（指定難病）の申請事務

・対象者等への情報提供（随時ホームページを更新）

１２ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

１２．１ 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

・感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関との連携を図り必要な対策を講じ、正しい知識の普及に努め、公衆衛生の向上及び推進を図る。

【現状と課題】

・関係機関と協議を進め、新興感染症の発生に備えた具体的な体制整備を図っていく必要がある。
・高齢者施設等からの感染症集団発生が多く、感染対策について課題のある施設が多いため、集団感染リスクの高い高齢者施設等において、感染症予防対策を適切に行えるよう支援していく必要がある。
・流行している疾患に関する最新情報を関係機関及び住民に対して迅速に発信する必要がある。

【計画】

・県北地域感染症対策協議会（１回）開催
・新興感染症の発生に備えた関係機関との協議
・新興感染症等発生時にかかる関係機関と連携した患者搬送訓練
・医療機関及び入所系高齢者施設を対象とした感染症対応力向上研修会の実施
・感染症発生時の迅速かつ的確な対応
・感染症に関する情報の一元発信及び普及啓発（健康教育、広報誌、ホームページ等）

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

・感染症の発生情報及び病原体情報を収集・分析し、その情報を地域へ迅速に還元することにより、感染症に対する有効かつ的確な予防等の対策へつなげる。

【現状と課題】

・国や県の情報とあわせて、管内の発生状況を週報（週１回）、月報（月１回）として関係機関に情報提供している。

【計画】

・感染症の発生情報の把握及び分析
・管内住民や医療関係者等へ情報還元（ホームページ等）

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

・感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種に関する必要な情報提供及び指示等を行う。

【現状と課題】

・予防接種法に基づき市町が行う予防接種に対して指示を行い、予防接種時の事故発生時は市町から報告書を受理し、本課へ提出している。
・定期接種化された予防接種の体制は各市町とも整備し、適切な接種を推進している。誤接種については、増加傾向にあるため、市町・医療機関と連携を図り誤接種防止に向けた対策を講じる必要がある。
・海外渡航時や定期予防接種以外の接種等に関して、関係機関や住民からの相談に対応している。

【計画】

・予防接種法第５条第１項に基づく定期予防接種の指示
・市町からの予防接種時の事故報告書の受理、報告（随時）
・予防接種に関する相談対応

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

・肝炎及び肝炎ウイルス検査についての普及啓発を行う。
・肝炎ウイルス検査の受検を促進し、感染者を早期発見、早期治療へつなげる。

【現状と課題】

・委託医療機関の検査件数は減少傾向。本検査は、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方が対象のため、これまでの取組みにより肝炎ウイルス検査未受検者が減少している事が一つの要因として考えられる。令和６年度に保健所での肝炎検査が終了しているため、今後も引き続き委託医療機関での事業の周知を行い、保健所への相談があった際は情報提供を行う必要がある。
・ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業や肝炎治療医療費助成制度について周知を図り、早期に検査や治療につながるよう重症化予防への支援を行う必要がある。

【計画】

・肝炎ウイルス検査委託医療機関へ実績等フィードバック
・肝炎及び肝炎ウイルス検査についての普及啓発
・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、定期的な状況確認
・ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業や肝炎治療医療費助成制度の周知

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

・住民に対し相談・検査及びエイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発

を行う。

【現状と課題】
・検査件数は横ばいであり、今後も性感染症検査の周知啓発を継続する必要がある。

【計画】
・世界エイズデー、ＨＩＶ検査普及週間に合わせたエイズ・性感染症に関する普及啓発（保健所ホームページ、市町広報誌への掲載）
・相談、検査の対応（随時）

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】
・麻疹・風疹の排除を目指し、疾患に対する理解を深め、感染及びまん延防を図る。

【現状と課題】
・麻疹に関しては、日本は 2015 年に WHO から排除認定を受けていたが、海外からの輸入例を契機とした患者発生、感染拡大などの流行が見られている。近年、県内の患者発生は見られていないが、今後、発生する可能性もある。
・風疹に関しては、平成 30 年から令和元年にかけ、全国での報告数が大幅に増加したため、感染予防及びまん延防止を目的に、予防接種を公的に受ける機会がなかった男性を対象に第５期定期予防接種が開始され、令和７年３月 31 日に終了した。妊婦が感染することで生じる胎児への影響等を予防するためにも引き続き普及啓発を行い、検査やワクチン接種について周知することが必要である。

【計画】
・風疹抗体検査についての周知
・相談、検査対応(随時)
・麻疹・風疹発生時、迅速な疫学調査及び検査の実施

12.1.7 検疫

【事業目的】
・国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずる。

【現状と課題】
・令和４年度以降検疫実績なし。

【計画】
・必要時に検疫を実施

１２．２ 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

・結核患者に対して早期に適正な医療を提供し、治療の完遂及び周囲への結核のまん延を防止する。
・委託医療機関等との連携調整を図り、管理検診及び接触者健康診断を適切に実施する。
・結核診査専門部会による診査を通じて、結核の適正な医療の提供を図る。

【現状と課題】

・管内の令和６年結核罹患率は 8.3 であり、令和５年結核罹患率 8.1（長崎県 9.8 及び全国 8.1）と比較すると横ばい傾向となっている。
・早期に適正な医療を提供し疾患を治癒させること及び結核まん延防止のため、発生届受理後、迅速に対応している。また、感染症診査協議会結核診査専門部会の開催により、適正な結核医療についての診査等を行っている。
・結核患者発生届出の際の速やかな疫学調査及びケース検討会を実施し、結核接触者健康診断を適切に実施している。令和６年度は結核接触者健康診断の結果、潜在性結核感染症と診断された者は０名であった。
・胸部レントゲン撮影業務等の委託化に伴い、健康診断が円滑に実施できるよう､必要に応じて委託先と協議･連携を行っている。
・発生届を受理後、速やかに感染症サーベイランスシステムへの入力を行い、還元された情報はコホート検討会等で活用している。

【計画】

・感染性を有する患者（喀痰塗抹陽性肺結核患者等）確認時における適切な就業制限及び入院勧告の実施
・新登録患者に係る積極的疫学調査の速やかな実施（２週間以内）
・結核事例検討会の実施(適切な接触者健康診断計画と個別支援計画の策定)
・適切な管理検診及び接触者健康診断の実施
・結核診査専門部会の開催（14 回）
・医療機関との円滑な連携及び調整､指導
・結核定期健康診断の適正な実施と報告受理

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

・活動性結核登録患者及び潜在性結核感染症患者に対して、ＤＯＴＳを確実に実施し、全員の治療完遂を図る。（目標値：実施率 95%）
・コホート検討会において関係医療機関職員等とともに治療成績および患者支援体制の評価を行い、今後の結核対策に活用する。
・管内関係機関(主に高齢者施設)職員に正しい知識の普及を行い､結核の予防及びまん延防止に努め､患者の早期発見と早期治療を推進する。
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく

積極的疫学調査の一環として、結核菌の分子疫学調査を実施し、結核菌の伝播経路の推定や集団感染を把握する。

【現状と課題】
・全ての治療者に対して DOTS を実施し、治療完遂することができている。また、管内外の医療機関との連携を強化し、DOTS カンファレンス等を通して確実な情報の共有及び引継ぎを行い、DOTS を切れ目なく実施していく必要がある。
・佐世保市保健所との合同コホート検討会において、治療終了者の治療成績、患者支援の評価を行っている。特に中断や失敗事例においては、関係医療機関職員と詳細に症例検討を行い、服薬支援者等患者支援体制を見直し、今後の患者の治療完遂につなげる必要がある。
・服薬支援者となる関係者と連携･協力し､服薬終了まで患者が安心して療養できるよう支援する必要がある。
・管内の結核罹患者の多くは、65 歳以上の高齢者である。介護保険サービスを利用している方もいるため、高齢者施設職員及び利用者が接触者健康診断の対象となるケースもあり、高齢者施設職員へ結核の正しい知識の普及啓発を継続して実施する必要がある。
・結核菌分子疫学調査は、平成 24 年度から事業が開始となり、当所は平成 28 年度から実施している。

【計画】
・ＤＯＴＳの実施（服薬治療者全てを対象とする）
・ＤＯＴＳカンファレンスの実施
・佐世保市保健所との合同コホート検討会の実施（１回）
・高齢者施設職員へ講話の実施
・結核予防週間を活用した啓発活動の実施
・結核菌分子疫学調査の情報還元と検査結果に関する検討

１３ 衛生上の試験及び検査に関する事項

１3.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】
・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止をはかるとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】
・様々な感染症に関する検査の質や精度､さらには迅速性が求められている。
・試験・検査業務は福祉保健部、県民生活環境部の２つの部にまたがっており、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には部を越えた検討が必要である。

【計画】
・地域の特性に合わせ、各種計画や法に基づく検査を実施する。

・食中毒（疑い含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施する。
・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施する。
・検査機器等設備の適正な保守管理を行う。
・食品衛生検査施設業務管理基準（食品ＧＬＰ）の徹底による検査精度向上と信頼性確保に努める。

１４　その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

１４．１　健康危機管理機能強化

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】
・大規模災害等を含む健康危機事案の発生時に迅速かつ適切に対応するために、健康危機管理上の支援及び受援体制を強化する。

【現状と課題】
・平常時から体制を整える必要があり、職員への意識付けを行う必要がある。

【計画】
・県北保健所全職員を対象としたＤＨＥＡＴ訓練を行う中で、現地 DMAT 活動拠点本部との連携を想定した訓練を行う。

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】
・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。

【現状と課題】
・政府行動計画が抜本的に改正されたことを受け、長崎県行動計画が改定された。健康危機対処計画に基づいた平時からの新型インフルエンザ等対策の取り組みなど、体制を整備していく必要がある。

【計画】
・職員を対象とした患者移送（ストレッチャー操作）訓練を実施する。
・病院と合同での、搬送訓練、情報伝達訓練を実施する。
・必要物品及び消耗品を整備する。

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】
・養鶏場等の家きんにおいて鳥インフルエンザが確認された場合に、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染防止に資するため、養鶏場従事者及び防疫作業従事者の健康管理、地域住民を対象とする健康相談窓口の開設、心のケア等の対策を、関係機関と連携して行う。

【現状と課題】
・発生時対応について職員が理解しておく必要がある。

【計画】
・職員を対象とした防護服着脱訓練を実施する。
・県や振興局で行なわれる研修会に参加する。
・資材の適切な管理を行う。

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】
・原子力防災訓練を実施することにより、通信連絡体制、緊急時モニタリング体制及び緊急被ばく医療体制の確立を図る。

【現状と課題】
・長崎県原子力防災訓練が、毎年度実施されている。

【計画】
・長崎県原子力防災訓練に参加する。

１４．２ 健康ながさき２１推進、地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】
・望まない受動喫煙防止を図る。
・未成年者に喫煙及び飲酒の危険性に関する情報を提供し防止する。

【現状と課題】
・平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が施行され、受動喫煙防止対策が強化された。管内は市町が管理する公共施設が敷地内禁煙である割合が県平均と比較し低い状況である。市町関係部局と連携し、受動喫煙防止対策に取り組む必要がある。
・令和 3 年度において、節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合は、県平均と比較して低い状況にある。適正飲酒の普及啓発を行っていく必要がある。

【計画】
・県及び市町が管理する公共施設の受動喫煙防止対策~~の強化~~
・第二種施設を対象とした改正健康増進法の周知（食品衛生責任者講習会等）
・未成年者喫煙及び飲酒防止に対する正しい知識の普及
・適正飲酒の普及啓発

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

・がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、健康保持及び増進を図る。

【現状と課題】

・働き盛り世代のがん検診受診率 UP に向けて、職域と連携した啓発活動を行っている。

【計画】

・地域・職域連携推進協議会等における情報提供

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

・地域住民が自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを推進する。

【現状と課題】

・健康づくり応援の店は、令和２年度に新基準となり、３年に１回更新確認を行っている。登録店の増加及び継続を目指し、事業の普及啓発を行うとともに登録店への支援を充実させ地域の健康づくりの環境整備を行う必要がある。

・健康ながさき 21（第３次）より野菜の１日当たり摂取量が平成 18 年以降より減少傾向にあり、令和３年においては国が推奨する目標が 350g であるのに対し、234.4g と 100g 以上不足している。R6 年度からはベジチェックを活用したながさきベジアップ 350 事業が実施されている。地域住民が自身の野菜摂取量を把握する機会を提供することで、野菜摂取量増加のきっかけづくりを行う。

【計画】

・長崎県健康づくり応援の店の個別支援及び普及啓発、更新作業（随時）

・ながさきベジアップ 350 事業の実施（2 回）

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

・効果的な休養の取り方や質の良い睡眠の取り方など適切なストレス対処方法の普及啓発を行う。

【現状と課題】

・健康教育や職場の健康づくり応援事業を活用して、こころの健康づくりの啓発を行っている。

【計画】

・適切なストレス対処方法の情報提供

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

・地域（市町が中心に行う地域保健）・職域（働く人を対象とした職域保健）において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を行うため、自治体・事業者及び医療保険機関等の関係者が相互に情報交換を行い、共通理解のもと保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施による連携体制を構築する。

・職場に専門職を派遣して生活習慣に関する健康教育を通して、健康づくりへの取組意識の向上を図る。

【現状と課題】

・本県では令和４年度から「長崎健康革命」をテーマに、運動・食事・禁煙・健診の取り組みを進めている。取組の一つとして、ながさき健康づくりアプリがリリースされた。あらゆる機会で普及啓発を行い、県民の健康増進を目指す。

・管内は健康経営宣言事業所に登録している事業所が少ない状況である。生活習慣病の発症や重症化予防のために、働き盛り世代から健康づくりに取り組むことができるよう関係機関と連携して環境整備を行う必要がある。

【計画】

・事業所における健康づくり取組推進

・県北保健所地域・職域連携推進協議会の開催（１回/年）

・職場の健康づくり応援事業の普及啓発（随時）

・「長崎健康革命」の取り組みについて普及啓発（アプリ活用等）（随時）

・健康づくり通信の発行による情報提供

１４．３ 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

・高齢者や障害のある人が、寝たきり状態となることを予防し、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的とする。

【現状と課題】

・県北地域リハビリテーション連絡協議会を開催し、地域リハビリテーション推進施策に向けた企画・調整・評価を行い、課題解決に向けた方策を検討している。

・県が指定する県北地域リハビリテーション広域支援センターが、市町・介護職員・ボランティア等のリハビリテーション従事者に対し、知識や技術の向上を目的に研修会や現地支援を行い、地域リハビリテーション支援体制の構築を推進している。

・リハビリテーション専門職からの支援が一部の職員に偏らないよう、常に人材育成を行い広域的に支援できる体制を継続していく必要がある。

【計画】
・県北地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年１回）
・県北地域リハビリテーション広域支援センターの活動支援（会議等への参画、研修会の企画立案、運営への協力）、及び広域支援センターや協力施設（病院・団体）と協同して、リハビリテーション専門職向けに人材育成（研修会や OJT）や、市町事業に従事できる人材の拡大を図る。

１４．４ 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】
・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各市町の実情に応じて推進していくことを目的とする。

【現状と課題】
・管内市町の地域包括ケアシステム構築の進捗状況は、令和元年度に３市町とも達成しており、さらなる充実を目指して、市町の現状および課題を把握し引き続き支援する必要がある。
・2025年度末までの充実を目指し、市町毎や共通する課題に対応した支援を行っていく必要がある。
・在宅医療・介護連携について、「入退院支援」における管外医療機関や管内医療機関と関係機関との連携は整ってきた。今後は、「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」を含めた体制整備の推進が必要である。
・地域ケア個別会議は、専門職の連携を通して、生活機能の評価に基づき生活支援や助言を行うことで、自立支援・自助力の増強だけでなく、地域社会での自分らしい生活を目指すために開催しており、個々の課題から地域ケア推進会議へと発展させ、地域課題を解決できる人材を育成していく必要がある。

【計画】
・在宅医療・介護連携の体制整備
・介護予防・自立支援の推進に向けた支援
・地域包括ケアシステムの充実に向けた支援

１４．５ 情報の収集、整理および活用

【事業目的】
・情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握し、保健所の施策及び市町の各施策の推進の支援に活用する。

【現状と課題】
・既存データ及び業務を通して得た情報等を用いて、地域全体を把握する必要がある。

【計画】
・データ分析を行い、地区活動の実践及び評価へつなげる。
・得られたデータ及び結果を市町へ還元する。

１４．６ 調査及び研究

該当なし